

山形県中学校総合体育大会（夏季・冬季）開催基準要項

山形県中学校体育連盟

1 趣 旨

山形県中学校総合体育大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツの実践の機会を与え、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身共に健康な中学校生徒を育成すると共に山形県中学校生徒の相互の親睦を図るものである。

2 主 催

- (1) 山形県中学校体育連盟
- (2) 山形県教育委員会
- (3) (公財)山形県スポーツ協会
- (4) 山形県関係競技団体
- (5) 県内全市町村（教育委員会も含む）

3 後 援

- (1) 報道機関

4 主 管

- (1) 開催地区中学校体育連盟
- (2) 開催地（会場所在地）競技団体

5 大会の期日・期間・開催地・決定方法

- (1) 大会は、夏季、冬季の2期に分けて開催し、毎年開催する。
- (2) 夏季大会は7月下旬、冬季大会は1月下旬から2月上旬までに開催することを原則とする。
- (3) 夏季大会の開催地は、山形県中学校体育連盟（以下「本連盟」という）の定める庄内・置賜・最北・村山の全域で開催することを原則とする。（平成25年度より）冬季大会については別に定める。

6 大会規模

- (1) 競技種目は次のとおりとする。
 - ① 夏季大会（15競技）
陸上競技 水泳 バasketボール サッカー ハンドボール 軟式野球
体操・新体操 バレーボール ソフトテニス 卓球 バドミントン
ソフトボール 柔道 剣道 相撲
 - ② 冬季大会（1競技） スキー
- (2) 競技の参加人員は、大会期間中に競技が終了することを限度とする。

7 大会参加資格

基本要項参照

8 引率者及び監督等

基本要項参照

9 参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 一人1,500円とする。(平成24年度より)
- (3) 参加料は、前年度の本連盟評議員会で確認する。

10 参加申込

基本要項参照

11 表彰

- (1) 入賞校、入賞者には本連盟会長の名で賞状を授与する。
- (2) 各競技とも第3位まで賞状を授与する。
尚、個人種目の陸上競技、水泳、体操、新体操、ソフトテニス、卓球、剣道、スキーは8位まで表彰することができる。体操・新体操の個人総合も8位までとする。(平成14年度より)

12 開閉会式

- (1) 開催については、開催ブロック実行委員会と相談し、各競技部で判断する。

13 宿泊

- (1) 県中体連事務局作成の宿泊要項に従って、大会役員、競技役員、監督・選手の宿泊は原則として開催ブロック実行委員会が準備し、配宿する。
- (2) 開催ブロック実行委員会が配宿した場合の宿泊料金については、当該年度山形県スポーツ・文化関係大会宿泊要項で示された料金とする。

14 開催ブロック実行委員会の設置

- (1) 大会の運営を円滑にするために、庄内・置賜・最北・村山各ブロックの担当地区中学校体育連盟と開催地区専門部により、ブロックごとにそれぞれ「開催ブロック実行委員会(以下、実行委員会)」を設置する。
- (2) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (3) 実行委員会規定には、次の内容を明記する。

イ 名称 ロ 目的 ハ 管掌内容 ニ 組織 ホ 役員 ヘ 会計 ト その他必要な事項

15 大会要項の作成

- (1) 大会基本要項は本連盟事務局が作成する。各競技要項は各専門部が作成する。

16 大会経費

- (1) 大会準備並びに運営のための経費は、本連盟大会費、県教育委員会と県内全市町村の大会負担金、競技団体共催負担金、寄付金、雑収入等でまかない、各実行委員会で管理する。

17 報道

- (1) 大会後の競技成績は、各専門部より本連盟事務局へ速やかに報告する。

18 大会役員

(1) 大会役員構成

会長 本連盟会長

副会長 本連盟副会長

顧問 県スポーツ協会理事長、県教育長、県教育次長(2人)、市町村教育委員会協議会会長、開催地市町村長、開催地市町村教育委員会教育長、山形新聞・山形放送各社長、本連盟顧問

参与 県学校体育保健課長、本連盟評議員、開催地市町村スポーツ協会長、県種目別競技団体長、各教育事務所長、開催地市町村教育委員会学校体育課長、県中学校長会長

大会委員長 主管地区中体連会長

大会副委員長 主管地区中体連副会長、本連盟理事長

委員 県学校体育保健課長補佐、県学校体育保健課学校体育主査、開催地各中学校長、本連盟理事(地区理事)(専門部部長・委員長)、本連盟事務局長、開催地市町村教育委員会学校体育指導主事、開催地地区事務局長、主管地区中体連理事(事務局員)

(2) 競技役員

県専門部、主管地区中体連専門部に一任する

19 プログラム・ポスター

- (1) 総合プログラム(夏季大会)は県中体連事務局で作成し、種目プログラムは各専門部で作成する。
- (2) 商業広告は総合プログラムにのみ掲載することができる。

20 その他

- (1) 大会の規模拡大は認めない。規模拡大とは、会期・会場数・出場生徒数・役員数等、経費の増大が見込まれるものすべてを対象とする。
- (2) 観戦者における競技会場内、または応援席や駐車場等、会場周辺の事故、破損等については、大会主催者や施設管理者は一切責任を負わない。一切の事故は自己責任であることを周知する。
※ 「会場周辺の事故」には、競技中のボール等の用具が車や人に当たった場合や、風や雪、雷等、天候の影響で起こった場合も含む。
- (3) 写真事業者の選手撮影許可については「写真事業者の選手撮影許可要項」を参照する。